

令和4年1月26日

新型コロナウイルス感染症対策

# 檜山地域のみなさまへ

(振興局からのお知らせとお願い)

オミクロン株による感染拡大に伴い、道では、急速に増加する感染者への対応に最優先で取り組む必要があることから、これまで保健所が行っていた広範囲な積極的疫学調査(濃厚接触者の特定など)の対象を同居家族や医療機関、介護施設等に重点化することといたしました。

今後、新型コロナウイルスに感染された際には、ご負担をおかけすることとなりますが、感染の拡大を防ぐため、以下の手順に沿って、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

## — 新型コロナウイルスに感染した方、その友人や知人、事業所や学校の対応手順 —

### 陽性となった方

- ① 職場や学校などに連絡をお願いします
- ② 発症(無症状の方は検体採取日)の2日前以降に接触した人で、陽性者がマスク着用なしで、手が触れる距離(1m以内)で15分以上会話・飲食等した人がいる場合、その方に連絡をお願いします

※同居しているご家族については、保健所が陽性者ご本人に聞き取りの上、濃厚接触者の認定を行います

### 陽性者と接触のあった知人、友人

- 陽性者の発症日の2日前以降に、陽性者がマスク着用なしで、手が触れる距離(1m以内)で15分以上会話・飲食等した場合、「感染の可能性のある方」と見なされます
- 上記に該当する方は、陽性者との接触日の翌日から10日間は、次のことを守っていただくをお願いします
  - ・1日2回体温を測り、健康状態を確認する
  - ・仕事を含め不要不急の外出は控える
  - ・他の人との接触は控える
- 発熱・喉の痛み等の症状が出た場合、速やかに受診してください

### 陽性者が所属する事業所、学校等

- 陽性者から発症日(無症状の方は検体採取日)を確認してください
- 陽性者の発症日の2日前から最終出勤日における職場・施設内での「感染の可能性のある方」を判定してください

※「感染の可能性のある方」の判定については、北海道のホームページに掲載している

**「接触者のリストアップと対応方法(事業所編、保育園・幼稚園編、学校編)」**をご参照ください。

→ [北海道 身近 感染](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html)で検索 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai\\_taiou.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html)

- 「感染の可能性のある方」に対しては、事業主(管理者)の皆様から、陽性者との接触日の翌日から10日間の外出自粛や健康観察の協力をお願いしてください
- 上記対象者の方は、発熱・喉の痛み等の症状が出た場合、速やかに受診してください

上記手続きの詳細については、下記の道ホームページをご確認下さい。

## 「ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について」

→ [北海道 身近 感染](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html)で検索 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai\\_taiou.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html)

お問い合わせ先：檜山振興局総務課 0139-52-6500